



平成 25 年 6 月 20 日

各 位

社名: 株式会社中山製鋼所
代表者名: 代表取締役社長 森田 俊一
(コード番号: 5408 東証一部)
問い合わせ先: 経理部長 阪口 光昭
TEL: 06(6555)3035

債務免除等の金融支援に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 28 日公表の「地域経済活性化支援機構による中山製鋼所への再生支援決定のお知らせ」に記載のとおり、株式会社三菱東京 UFJ 銀行(以下、「三菱東京 UFJ 銀行」といいます。)と連名にて、株式会社地域経済活性化支援機構(以下、「機構」といいます。)に対して、事業再生計画(以下、「本事業再生計画」といいます。)を提出して再生支援の申込みを行い、同日、機構から再生支援決定の通知を受け機構の再生支援手続の中で、当社の企業価値の最大化を図って参りました。そのような中で、本日までに、当社に対して金融債権を有する関係金融機関等(以下、「関係金融機関等」といいます。)の全てから、約 602 億円の債務免除等(以下、「本債務免除」といいます。)の金融支援のご依頼を含む本事業再生計画に関する同意する旨の回答がなされ、本日付で株式会社地域経済活性化支援機構法第 28 条第 1 項に定める債権の買取決定(以下、「本買取決定」といいます。)を頂きました。

なお、機構の再生支援手続の中での関係金融機関等による本債務免除の実行は、平成 25 年 6 月 18 日付け当社定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)において承認済みの、(i)平成 25 年 7 月 9 日を効力発生日とする、当社の連結子会社である中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社及び三泉シャワー株式会社(以下、前記連結子会社 5 社を総称して「連結子会社ら」といい、当社、連結子会社ら及び中山興産株式会社を総称して「当社グループ」といいます。)を完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)及び(ii)当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更の効力が発生していることを条件としております。

また、平成 25 年 3 月 28 日公表の「地域経済活性化支援機構による中山製鋼所への再生支援決定のお知らせ」に記載のとおり、当社の財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用及び設備投資資金等を確保することを主たる目的として、新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式會社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社、及び大和 PI パートナーズ株式会社(以下、6 社を総称して「スポンサー」といいます。)を引受先とする約 90 億円(予定)規模の第三者割当増資(以下、「本第三者割当増資」といいます。)については、前記(i)及び(ii)の効力が発生していること及び本買取決定がなされていることに加え、本債務免除が実行されることを条件として実行することを予定しております。

なお、本事業再生計画において、当社の発行済株式の全部の消却は予定しておりません。

記

1. 金融支援を受けるに至った経緯

当社グループは、鉄鋼製品の製造、販売を主軸に比較的堅調に事業展開し、平成 18 年 3 月期には連結

売上高 1,972 億円、平成 19 年 3 月期には連結売上高 2,151 億円の規模まで拡大を果たしましたが、平成 20 年のリーマン・ショックに端を発した世界同時不況により急激に悪化した鉄鋼需要の影響で、平成 21 年より 3 期連続で多額の営業損失を計上し、関係金融機関等より返済猶予を受けるに至りました。そのような中、当社が持続的に成長するためには、徹底したコスト削減を図るとともに、グループ一体経営の強化及び財務体質の改善を伴う抜本的な事業再構築を推進することが不可避であったものの、自己資本が脆弱であり、かつ、過大な有利子負債を負担している状況においては、資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥りました。

かかる事態を打開するため、当社は外部からの資本の受け入れを含む財務基盤の強化に向けたあらゆる選択肢を検討する中で、①関係金融機関等の利害調整等が可能であること、②事業再生の専門家の支援を受けることが企業価値及び信用力の維持・向上に繋がること等から、当社は、機構に再生支援の申込みを行い、機構の再生支援の下で、企業価値の棄損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により関係金融機関等に金融支援を依頼することと致しました。

2. 債務の内容

(1) 対象債権者

40 関係金融機関等

(2) 債務の種類

- ① 平成 25 年 3 月 28 日現在における借入金（元本および当該元本に対する利息および遅延損害金を含む。以下同じ。）（40 関係金融機関等）
- ② ①の債務に係る金利スワップその他のデリバティブ取引の解約にもとづき生じる解約清算金（以下、「デリバティブ解約清算金」という。）（三菱東京 UFJ 銀行、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行）

(3) 債務の額及び債務総額に対する割合

908 億円、84%

3. 金融支援の概要

(1) 本債務免除

- ① 借入先 40 関係金融機関等
- ② 債務の内容及び金額 借入金及びデリバティブ解約清算金 602 億円

(2) 債務の貸付条件の変更（返済方法の変更及び返済期日のリスケジュールリング）

- ① 借入先 10 関係金融機関等
- ② 債務の内容及び金額 借入金及びデリバティブ解約清算金 306 億円

4. 本事業再生計画の概要

本事業再生計画の概要につきましては、下記記載のとおりです。また、本事業再生計画に基づいて、前記のとおり、関係金融機関等の全てから債務の一部免除等の金融支援のご依頼を含む本事業再生計画に関する同意する旨の回答がなされ、本日付で本買取決定を頂いております。

(1) 本事業再生計画の基本方針

本事業再生計画は、当社の主力事業である鋼材事業(鋼板事業及び棒線事業)の収益力改善に向けて、徹底したコスト削減を図り、為替を含む市況の影響に耐えうる事業基盤を構築するとともに、優良な顧客基盤の活用に向けたグループ一体経営の強化及び財務体質の改善により、事業の再生を図ることを主要な内容としております。

本事業再生計画における基本方針は、次の3点です。

① 業界トップクラスのロー・コスト経営の確立

当社は、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施し、電気炉業界内において最もロー・コストな経営体制の構築を目指します。

なお、当社の組織運営体制としては、分散化した権限を集約するとともに意思決定の迅速化を図るために、当社の取締役及び常勤監査役は、一名を除き全員退任する一方で、本株主総会において森田俊一、箱守一昭及び中村佐知大を取締役に選任したことにより、従来6名であった取締役の員数を3名に絞ってスリム化を実現するとともに、当該3名のうち森田俊一及び中村佐知大の2名が外部出身の新任取締役となることにより、経営体制の刷新を図っております。

② グループ一体経営の強化による総合力の発揮

当社は、連結子会社らとの統合により、更なるロー・コスト経営を実現し、連結子会社らの競争優位性のある営業力を一体化させ、当社グループの総合力を発揮します。

また、物流機能や間接部門等についても、当社のグループ全体の業務を統合し、更なるコスト競争力の向上を図ります。

③ 健全な財務体質への改善

関係金融機関等から本債務免除を受けることで有利子負債を306億円程度まで削減し、スポンサーによる総額約90億円(予定)規模の出資を受けることで、財務体質を大幅に改善します。

また、負の利益剰余金を可及的速やかに解消するために、平成26年度上期を目途に資本剰余金の額の減少及び減少額の利益剰余金への振替(欠損の填補)を実施する予定です。

(2) 企業再編等

当社が、本事業再生計画を遂行し、当社事業の再生を図るためには、グループ一体経営を強化し、当社グループが一体となって再生に取り組むとともに、財務体質を改善する必要があることから、以下の企業再編等を予定しています。

① 株式交換

当社は、グループ全体の経営資源の選択と集中及びガバナンス体制の強化を目的として、連結子会社らとの間で本株式交換を実施し、当該各社の全てを当社の完全子会社とします。

② 第三者割当増資

当社は、(a)本株主総会において、(i)本株式交換、(ii)当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び(iii)本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記(i)及び(ii)の効力が発生していること、(b)本買取決定が行われること、並びに(c)本債務免除が実行されることを前提に、スポンサーに対して、第三者割当による募集株式の発行を行います。

当社は、スポンサーに対して、第三者割当による募集株式の発行を行うことにより、本事業再生

計画の遂行に必要な総額約 90 億円(予定)規模の資金を調達し、スポンサーの当社に対する議決権比率は、合計で3分の2超となります。また、当社は、スポンサーに対して、本事業再生計画の遂行に必要な最大限の支援と協力を依頼します。

③ 利益剰余金填補のための資本剰余金の減少

当社は、負の利益剰余金を可及的速やかに解消するため、平成 26 年度上期を目途に資本剰余金の額の減少及び減少額の利益剰余金への振替(欠損の填補)を実施する予定です。

(3) 金融支援

当社は、機構による再生支援手続の中で、関係金融機関等に対して、本債務免除(約 602 億円の債務免除)を金融支援として依頼します。

また当社は、三菱東京 UFJ 銀行から、本事業再生計画の遂行に必要な運転資金として、限度額 15 億円の新規融資枠の設定を受けることを予定しています。

5. 今後の見通し

当社は、本買取決定の通知を受け、機構及び関係金融機関等より本債務免除等の金融支援に関する同意を頂いたことから、平成 25 年 8 月 27 日(予定)付で関係金融機関等より本債務免除を受ける予定です。これに伴い、平成 26 年 3 月期第 2 四半期において債務免除益約 602 億円を特別利益に計上する見込みであります。また、同日に実行が予定されている本第三者割当増資による総額 90 億円(予定)の資金を調達することと合わせて、債務超過を解消し、財務基盤の確立が図られるものと考えております。

6. 上場廃止基準への該当等に関する事項

債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済(債務免除)の額	602 億円
最近事業年度の末日(平成 25 年 3 月 31 日)の債務の総額(単体)	1,074 億円
最近事業年度の末日の債務の総額に対する債務免除等の額の割合	56 %

当社は平成 25 年 3 月期決算において、連結純資産がマイナスとなり債務超過となっておりますが、前記「5.今後の見通し」に記載のとおり、平成 25 年 8 月 27 日(予定)に実行が予定されている本債務免除および本第三者割当増資によって債務超過を解消する見通しです。但し、上記のとおり、本債務免除の額は最近事業年度の末日の債務の総額の 10%以上となることから、本債務免除の同意により、当社は東証の上場廃止基準に抵触することとなります。

当社としては上場維持のため、有価証券上場規程第 605 条第 1 項に基づく再建計画等の審査に係る申請を行いました。当該審査において、同取引所により再建計画が適当と認められ、かつ、再建計画を開示した日の翌日(平成 25 年 6 月 21 日)から 1 ヶ月間の平均時価総額及び当該 1 ヶ月間の最終日(平成 25 年 7 月 20 日(実質的に同年 7 月 19 日))の時価総額のいずれもが 10 億円以上であったときには、上場が維持されることとなります。

以上

株式会社中山製鋼所に対する買取決定等について

2013年6月20日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構は、下記の再生支援対象事業者について、2013年3月28日に、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行っていましたが、関係金融機関等との合意が整ったこと等を踏まえ、本日、法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社中山製鋼所

2. 一般の債権の取扱い

関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する貸付金等以外の一般の債権については、引き続き何ら影響はありません。

※ 公表する理由

なお、再生支援対象事業者が上場会社として本件を適時に開示する義務があること、及び本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で公表を行っております。

以上